主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人舎川軍蔵上告趣意第一点について。

本件記録中に被告人Aについての自首調書の存在すること、同被告人が原審公判 廷で自首について述べていること、該自首調書が証拠調べされていることは、何れ も所論のとおりである。しかし、自首による減軽は、事実審である原裁判所の職務 と職権に専ら属する問題であつて、法律は裁判所に常に減軽すべきことを命じてい るのではない。すなわち、自首を認めても刑を減軽するか否かは、事実審裁判所が 事件の性質、態様その他諸般の事情を斟酌して自由裁量により決定すべき事柄であ る。従つて、原判決には、所論のような違法はなく、論旨は理由なきものである。 同第二点について。

所論の公判調書に契印を欠いていることは、所論のとおりである。しかし、公判 調書に書記の契印を欠いたからといつて、それだけの事由で直ちにその調書を無効 とするという規定もなく、またかく解すべき実質的な理由もない。たとい契印を欠 いていても、調書の文字の墨色、筆跡その他から見て、該調書が書記によつて真正 に作成されたものと認め得られる場合においては、調書を無効とすべき理由は存し ないのである。そして本件所論の調書は、書記により真正に作成せられたものと十 分に認め得られるから、これを罪証に供した原判決には違法がない。論旨は、それ ゆえに理由なきものである。

よつて刑訴第四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二三年一二月九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官